

岡山労働局発表
令和4年12月9日

報道関係者 各位

オンライン開催
参加費無料

【照会先】

岡山労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 杉原清剛
室長 補佐 小林基広
電話 086-225-2017

『働き方改革への対応セミナー』を開催します！

岡山労働局は、働き方改革の一層の推進のため、岡山働き方改革推進支援センターと共催で、「働き方改革への対応セミナー」をオンライン開催します。

「働き方改革への対応セミナー」の概要

- 日時 令和5年1月20日(金)、1月26日(木) 14:00~16:00
開催方法 WEB会議ツール「ZOOM ウェビナー」によるオンライン開催
定員 各回300名(先着順)
内容 ・働き方改革にかかる労働時間法制の見直し (40分) (岡山労働局労働基準部監督課)
※1月26日開催分は建設業の企業を対象とした内容としています。
・働き方改革取組好事例～長時間労働・同一労働同一賃金について～ (40分)
(岡山働き方改革推進支援センター)
・カスタマーハラスメント対策 (25分) (岡山労働局雇用環境・均等室)

本セミナーでは、令和5年4月から中小事業主に対し適用となる「月60時間超の時間外労働への割増賃金率の引上げ」を含む改正労働基準法のポイントの説明、働き方改革への取組事例の紹介を行います。併せて、カスタマーハラスメント(顧客等からの著しい迷惑行為)対策を説明します。

▶働き方改革関連法の主な改正内容◀

法律名・項目	内容	大企業	中小企業
労働基準法	時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)が上限。	2019年 4月1日	2020年 4月1日
年5日の年次有給休暇の確実な取得	使用者は年10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければならない。		2019年 4月1日
中小企業における割増賃金率引上げ	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%に引上げ。	—	2023年 4月1日
労働時間等設定改善法	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间(インターバル時間)の確保に努めなければならない。	2019年4月1日	
パートタイム・有期雇用労働法	同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な差を設けることを禁止。待遇に関する説明義務の強化。裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備。	2020年 4月1日	2021年 4月1日

別添1 (リーフレット) 働き方改革への対応セミナー開催のご案内

別添2 (リーフレット) 働き方改革関連法の施行に伴う法改正のポイントをまとめました！